道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年11月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、 令和7年11月13日から令和7年11月28日まで一般の縦覧に 供します。

令和7年11月13日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路	線	名	供 用 開 始 の 区 間	備	考
菅生 第35	号線		川崎市宮前区初山2丁目807番1先 川崎市宮前区初山2丁目807番13先		
菅生	'号線		川崎市宮前区初山2丁目807番13先 川崎市宮前区初山2丁目807番13先	隅切り	部